

ヤングケアラー 専門相談ダイヤル開設のご案内

相談ダイヤル仮開設日：月・水・金（祝日、年末年始を除く）

番号：090-9717-0566 開設時間：11時～18時

※以下の支援内容も含め最新情報はS.S.F.ホームページにて随時更新



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の難せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

<https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer/>（こども家庭庁のサイトより）

専門相談でできること

電話や来所での アウトリーチ
ご相談 (訪問支援)

本人はもちろん、周りの方もご相談できます

専門の相談員が、ご相談を通じて、ご本人やその周囲の状況を丁寧に確認し、今後の支援の在り方について検討し、関係機関と協働して伴走型の支援を行います。来所や電話のご相談の他、ご本人やご家族が相談所に足を運ぶ事が難しい場合は、訪問支援を行うこともできます。

こどもが家事や家族のお世話をすることは、当たり前のことだと思ってしまうかもしれません。しかし、ヤングケアラーは、「勉強や部活動の時間」、「友人と遊ぶ時間」、「将来のことをゆっくりと考える時間」など、こどもとしての「大切な時間」と引き換えに、大人の代わりとなって家事や家族の世話をしていることがあります。

こうしたヤングケアラーの相談ダイヤルを設置しています。こども本人からのご相談はもちろん、学校の先生や地域の方々など、身近な大人の方からのご相談も受け付けております。どなたでもご相談ください。

「私ってヤングケアラーなのかな?」「あの子ってヤングケアラーなのかもしれない。」など、自信が持てない方からのご相談もお待ちしております。相談してくださった方のお考えやペースを大切にしながら、今後について一緒に考えていきます。